

本日の会議に付した事件

平成28年第4回山元町議会定例会（第1日目）

平成28年12月7日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 報告第21号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 6 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 7 議案第83号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第84号 山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第85号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第86号 山元町町税条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第87号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、1番岩佐哲也君、2番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。会期日程（案）。

月日、曜日、会議別、内容の順に読み上げます。

12月7日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

12月8日、木曜日、常任委員会。

12月9日、金曜日、10日、土曜日、11日、日曜日、休会。

12月12日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月13日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月14日、水曜日、常任委員会。

12月15日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から12月15日までの9日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

11月7日、宮城県町村議会広報研究会が開催され、議会広報・広聴常任委員が出席しました。

11月の8日、愛知県安城市議会正副議長が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月9日、10日、全国町村議会議長大会と県選出の国会議員の懇談会が東京で開催され、出席しました。

11月15日、千葉県勝浦市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月19日、20日、議会報告会を中央公民館、坂元公民館で開催しました。

11月22日、群馬県中之条町議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月25日、宮城県町村議会議長会臨時総会及び議長会が開催され、出席しました。

総務民生常任委員会、11月9日、15日、17日、25日、29日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、11月15、29日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、12月6日、委員会が開催されました。

常磐自動車道建設促進特別委員会、11月14日、委員会が開催されました。

全員協議会、11月11日、21日、12月2日、協議会が開かれました。

2. 陳情等の受理。陳情等6件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

裏面をお願いいたします。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等29件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員10名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から定期監査の結果について及び例月出納検査の結果報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案29件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。皆さん、改めておはようございます。

本日、ここに平成28年第4回山元町議会定例会が開会され、平成28年度一般会計補正予算を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各種議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、東日本大震災によって甚大な被害をこうむったJR常磐線の運転再開についてですが、常磐線は仙台圏と本町を結ぶ主要な公共交通機関であり、その運転再開は本町の悲願でありました。

町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、「チーム山元」として心を一つに一歩ずつ着実に歩みを進めてきた常磐線の復旧ですが、今回内陸に移設された新ルートは、明治時代に計画された常磐線の整備計画案に近いものと言われております。当時の整備計画は、藩政時代の主要道で、内陸側を貫く浜街道が津波被害の及ばない場所に整備され、また鉄路についても内陸に整備する計画でありました。しかしながら、当時の列車が蒸気機関車だったこともあり、煙や振動によって養蚕や人家への影響が懸念され、やむなく浜通りに鉄路を敷設したと伺っております。

過日、新聞にも「浜街道は津波を恐れて内陸側にできた。先人の声が浜風に聞こえる」という記事が掲載されておりましたが、大震災から5年9カ月の歳月を経て、また常磐線の開通から1世紀の時を経て、歴史的な運転再開を迎えることができますことに、私といたしましても万感胸に迫る思いであります。

新山下・坂元両駅周辺は、新たな町の顔として、町の発展をリードすることが期待されており、常磐線の運転再開は、単に復旧だけにとどまらず、我が町の復興・創生の加速化という面からも、力強く後押ししてくれる、非常に大きな原動力になるものと確信をしております。ここに改めてJR常磐線の移設・復旧にご尽力いただいたJR東日本旅客鉄道株式会社様を初め、地権者各位並びに関係各位の多大なるご支援とご協力に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます次第であります。

なお、今月10日の運転再開日には、始発列車の出発式や、新山下並びに新坂元両駅で運転再開記念式典を開催するほか、つばめの杜地区のこどもセンターでは「電車をテーマとした記念イベント」、また新坂元駅前では有志の方々に組織する実行委員会を主体として「坂元駅再開記念イベント」が開催されるなど、町を挙げてJR常磐線の運転再開を祝うさまざまなイベントが実施される予定になっております。

次に、先月20日に、亘理山元商工会との共催により開催いたしました「第6回山元町ふれあい産業祭」についてですが、震災直後からこれまで本町への職員派遣を初め、物心両面にわたり大変心強いご支援を賜っております、北は北海道から南は九州まで全国24の自治体の参加、さらにはJR東日本仙台支社や町内外の民間企業、関係団体などからの

ご協力により、出店者数は過去最高の99店を数え、来場者数も昨年より2,000名多い約3万8,000人を記録するなど、大盛況のうちに幕を閉じることができました。これもひとえに生産者を初め関係機関と一体となって築き上げてきたこれまでの取り組みが、震災を契機としたきずなでさらに高まり、「チーム山元」の成果として結実したものと受けとめております。

それでは、町の復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告を申し上げます。

初めに、新市街地整備事業の進捗等についてですが、去る10月23日につばめの杜と新坂元駅周辺の両地区におきまして、「新市街地まちびらき」の記念式典を開催いたしましたところ、復興副大臣や宮城県副知事、職員派遣元の首長等を含め、多くのご来賓の皆様にご出席いただき、震災後からこれまでの全国各地から寄せられた心温まる力強いご支援に対し、町民を代表し感謝の気持ちをお伝えし、新しい町のスタートをお祝いしたところであります。

また、阿部議長並びに議員各位には、何かとご多忙の中ご来賓賜り、式典に花を添えていただきましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

新市街地の誕生という大きな節目を迎えた我が町であります。町全体の復興・創生に向けた取り組みは、まだ道半ばであり、引き続き後世に誇れるまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

次に、各市街地の状況ですが、つばめの杜地区では、去る10月27日に食品スーパーフレッシュキクチとドラッグストア薬王堂のグランドオープンセレモニーがとり行われ、関係者ご列席のもと商業施設の完成をお祝いしたところであり、開店を待ち望んでいた多くの方々が列をなして買い物をするなど、また一つ町に新たな活気が生まれ、復興を実感できる一日となりました。なお、店舗の敷地内には、クリーニング店やATMコーナーが設けられたほか、イベントブースでは定期的にイベントが開催される予定であると伺っております。また、商業用小区画では、コインランドリーも営業を開始し、今後は飲食店等が出店することになっております。

こうした商業施設の完成は、地域のにぎわいや新たな雇用の創出など、本町の産業振興の面で大いに貢献していただけるものと期待しているところであり、利便性と快適性を兼ね備えた住みやすく魅力的な市街地形成が図られていくものと考えております。

JR山下駅の東側に整備を進めてきた駅前駐車場については、常磐線の運転再開に合わせて今月10日から供用を開始いたします。同駐車場は最大230台の駐車が可能であり、年中無休でご利用いただくことができますので、山下駅の通勤通学や駅前商店街での買い物、町のイベント時の活用など、幅広くご活用いただきたいと存じます。

次に、新坂元駅周辺地区についてですが、先月7日、駅前商業用小区画に坂元郵便局が新築移転され、開局式がとり行われたところあります。日本郵便とコンビニエンスストア、ローソンは、買い物客や郵便局利用者の利便を高めるため、全国約80カ所で併設店舗を展開しており、県内ではこの坂元地区の店舗が初めてのケースとなります。坂元郵便局が新たに開局したことにより、さらなる利便性の向上と豊かな暮らしの実現が図られるものと考えており、引き続き新駅を中心とした坂元地区全体の活性化にも意を用いてまいり所存であります。

また、(仮称)坂元地域交流センターの隣に建設予定のJAみやぎ亙理坂元支所については、先月9日、店舗新築工事の着工にあわせ、関係者ご列席のもと、工事期間中の無事

故、無災害を願う安全祈願祭が厳粛にとり行われたところであります。農業が基幹産業である我が町においては、震災からの復旧・復興事業を展開するに当たり、JAみやぎと連携を図りながら取り組んできたところでありますが、地域農業のさらなる発展のため、これまで以上に協力体制を密にし、農業政策を進めてまいりたいと考えております。

道合地区に建築中の中層集合住宅については、先月末に3回のコンクリート工事の打設を行い上棟したところであり、引き続き一日も早い完成に向け全力で取り組んでまいります。

次に、宮城病院周辺地区についてですが、防災調整池や区画道路などの基盤整備工事もおおむね完了し、7月から着工している復興公営住宅の建築工事も順調に進捗しております。そうした中で、今月17日には、分譲宅地全10区画及び復興公営住宅の一部13戸の引き渡し式をとりに行い、その後3月までに復興公営住宅残り59戸を順次引き渡す予定としております。

なお、過日、移転者世話人会の方々から要望がありました、市街地の公共施設の名称に愛称「桜塚」を使用することについては、検討の結果、要望を受け入れ「桜塚」の名称を採用することとし、今議会において復興公営住宅並びに集会所の名称を、それぞれ町営桜塚住宅並びに町営桜塚集会所とする条例案をご提案しているところであります。

引き続き、新市街地への移転を希望されている皆様が安心して暮らせるよう、一日も早い完成に向け鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、町民の安全・安心と防災に強いまちづくりを目指し整備を進めている山下・坂元両地域の地域交流センターについてですが、両施設とも基礎工事が完了し、現在、1階の躯体工事を進めているところであります。

次に、県が進めている旧常磐線用地を活用した県道相馬亙理線改良工事の進捗についてですが、既に工事が進められている坂元側及び戸花川橋梁部に加え、ことし4月から新たに新浜地区約860メートルの区間の盛り土工事に着手したところであります。また、福島県境から町道上平磯線にかけての約600メートルの区間については、年度内に盛り土工事を発注する予定とのことであり、その他の区間についても、用地買収が完了した箇所から順次工事に着手する見込みであると伺っております。

次に、我が町はもとより、隣接自治体を含む地域の総合的な交通体系の進展、並びに地域経済の活性化が大いに期待されている山元南スマートインターチェンジについてですが、土工事の進捗率は約70パーセントに達し、来年3月の供用開始に向けた工事も順調に推移していると伺っております。なお、今議会において、今年度末にとり行われる開通式に係る補正予算をご提案させていただいておりますので、よろしくお取り計らい賜りたいと存じます。

また、山元インターチェンジから岩沼インターチェンジまでの常磐自動車道の4車線化に向けた動向についてですが、現在現地の測量、土質調査に着手しており、平成32年度末の供用開始に向け、着々と事業が進んでいると伺っております。

次に、被災した沿岸部の農業再生に向け、笠野地区に建設を進めてきた園芸作物用出荷調製貯蔵施設についてですが、去る10月3日に施設が完成し、関係者ご列席のもと落成式をとりに行ったところであります。当該施設は、東部地区における営農の中核となる農業法人「株式会社やまもとファームみらい野」が活用しており、敷地面積約2万平方メートル、出荷調製貯蔵施設や農業機械格納庫などの3棟から構成され、主にナガネギやサツマ

イモの出荷調製や貯蔵を行う施設として、東日本最大級の施設規模を誇っております。

また、施設周辺では、トマト栽培用の大型鉄骨ハウスの建築が行われているほか、県が事業主体となって、農地整備事業が急ピッチで進められております。将来的には120ヘクタールにも及ぶ広大な畑で収穫された露地野菜を生産・出荷する計画であります。

本施設の完成により、町の農業の復興を一層加速化させるとともに、農地整備事業の進捗に伴い、今後、株式会社やまもとファームみらい野では100人規模の雇用も見込まれていることから、地元雇用の創出に大きく貢献していただけるものと期待しております。

次に、沿岸部の大区画圃場による営農の効率化と、土地利用の整序化に向け取り組んでいる農地整備事業山元東部地区ですが、事業実施区域の確定等に向けて一定程度の進捗が図られましたことから、平成26年11月に策定した東部地域の土地利用マスタープランの変更を行ったところであります。

また、長年の懸案となっておりました東部沿岸地域の排水対策ですが、事業主体である県から、排水系統の分離を初め、地区の基幹となる排水路の改修や排水機場の新設計画が示され、計画完成の暁には、当地域の湛水被害も相当程度解消される見通しとなったところであります。

次に、活力を取り戻しつつある我が町の産業面についてであります。震災から5年の歳月を経て復旧が完了した磯浜漁港では、秋サケの定置網漁が10月から始まっており、漁獲量は昨年をやや下回るものの、単価が高値で推移しており、売り上げは好調と伺っております。また、町のブランド産品であるイチゴやリンゴは、出荷の最盛期を迎えており、特にイチゴについては町で整備したイチゴ団地を拠点とし、年々安定した出荷が図られるようになり、今期の出荷量は震災前の水準まで回復するものと見込んでおります。

次に、シルバー世代の社会参加や生きがいづくりのため、10月3日に開所した山元町シルバー人材センターについてですが、会員数は10月末現在で110名となっており、草刈りや清掃、家事援助など、幅広い分野のニーズにも対応できるよう取り組みを進めているところであり、地域の方々にもシルバー人材センターに対する理解が浸透しつつあると感じております。

次に、小平区に建設が進められてきた、岩機ダイカスト工業株式会社の新工場についてですが、試験操業を経て本格稼働を迎えたことから、去る10月25日、開所式がとり行われたところです。同社は、ダイカストの製造技術や生産ラインなど、最先端の設備を保有する自社一貫生産を行う総合ダイカストメーカーとして、我が町を代表する国内トップクラスの企業であります。新工場では、これまでの自動車関連部品に加え、最新設備を導入し、第二の柱となる外科手術用品等の形状が複雑な医療機器部品の生産にも力を入れていくとのことであり、新たな雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進などの町の復興政策にも大いに貢献していただけるものと期待をいたしております。町としても引き続き積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、先月13日に、津波避難文化の確立を目指し、防災関係機関と地域住民が一体となり実施した山元町総合防災訓練についてですが、当日は休日にもかかわらず、昨年度を上回る2,807人も町民の方々に参加していただきました。今回の訓練では、車による津波避難訓練の一環として、関係行政区とJR東日本との連携による、新たな踏切箇所における避難訓練にも取り組んだところであります。東日本大震災の教訓を決して忘れず後世に語り継いでいくためにも、今後とも訓練を継続しながら、津波避難文化の確立に

努めてまいり所存であります。

なお、先月22日に福島県沖合で発生したマグニチュード7.4の地震においては、当初宮城県沿岸に発表された情報では津波注意報でありましたが、本町では沿岸部に対し避難指示を発令しました。津波注意報であれば注意喚起をするという基準となっておりますが、東日本大震災後、地域防災計画を修正するに当たり、福島県に隣接する本町の地理的条件を踏まえ、福島県沿岸に発表される津波警報等も避難指示等の発令対象としたことから、今回避難指示を発令したのであります。今後も地域防災計画の適切な運用を図り、地域並びに町民の生命、身体、財産の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上、これまでの我が町の復興・創生に向けた各種の事業取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き、町の復興・創生に向け、チーム山元一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもなお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第20号から22号までの専決処分報告については、(仮称)山下地区地域交流センター新築工事及び(仮称)坂元地区地域交流センター新築工事並びに山元町(牛橋地区)防災公園整備工事について、施工内容等に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第83号から85号までの山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、給料及び手当に関する所要の改正を行うもの、議案第86号から87号までの山元町町税条例の一部を改正する条例等については、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律の改正に基づき所要の改正を行うもの、議案第88号山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部に関する条例については、来年4月1日から、町民バスとデマンド型乗合タクシーの併用による運行体系とするため所要の改正を行うもの、議案第89号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例については、宮城病院周辺地区の公共施設の名称に、愛称桜塚を使用することに決定したこと、及び坂元地区中層集合住宅が来年3月中に入居者へ引き渡しとなることに伴い、町営住宅等の名称について変更等をするため提案するもの、議案第90号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員退職手当法の改正に基づき所要の改正を行うもの、議案第91号については、(仮称)山下地区地域交流センターの外構工事に係る工事請負契約を締結するもの、議案第92号から98号については、災害廃棄物由来の再生土砂等を保管している現在のストックヤードについて、平成28年度中に借地箇所の返還が必要となることから、土砂等の移設に係る工事請負契約を締結するもの、議案第99号から100号については、山元町花釜地区及び山元町笠野地区の防災公園整備工事について、施工の時期や工法変更等の影響により設計内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから請負契約の変更を行うもの、議案第101号土地の取得については、町道頭無西牛橋線整備事業の用地として、土地を取得することについて議会の議決を求めるもの、議案第102号から10

3号については、新たな町道の認定及び変更について議会の議決を求めるものであります。続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第104号平成28年度山元町一般会計補正予算（第4号）（案）について申し上げます。

初めに、一般会計の各款に計上しております人件費につきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額を措置しておりますので、これら以外の主な補正予算の内容について申し上げます。

歳出予算の総務費のうち、財産管理費については、震災復興交付金事業の第16回申請に伴う交付額決定に伴い、積立金を増額措置するものであります。また、定住促進対策費については、町の喫緊の課題である人口流出と定住対策の解決を図るため、昨年度から県内最高水準の内容に拡充し、取り組みを強化してきた山元町定住促進事業補助金について、町外からの若い世代を中心とした転入者や、指定地域への転居者の大幅な増加により、不足が見込まれることから増額措置するものであります。

次に、民生費のうち社会福祉総務費については、国の2次補正予算に基づき、臨時福祉給付金に係る経費を追加したほか、障害福祉費においては、現在の給付費の状況等から不足が見込まれる、自立支援介護訓練等給付金を増額措置するものであります。

次に、農林水産業費のうち農業振興費については、国のTPP関連緊急対策事業のうち農畜産物輸出拡大施設整備事業について国から追加交付があったことから、事業者に対し補助金を交付するための経費を増額するとともに、農業復興推進費においては、営農再開に資する生産資材に対する補助金について交付の内示を受けたことから、増額措置するものであります。

次に、土木費については、土木総務費において、来年3月に供用開始予定の山元南スマートインターチェンジの開通式に係る経費を追加するとともに、道路新設改良費においては、今月10日に運転再開となる常磐線へのアクセス工事を図るため、つばめの杜東区と花釜区の連結道路を整備するための経費を増額するものであります。

また、道路橋梁復興推進費においては、社会資本整備総合交付金事業について、補助金の追加交付があったことから増額するとともに、河川管理費においては、台風の影響により土砂が堆積した河川のしゅんせつ費用を増額措置するものであります。

復興関連の予算については、住宅管理費において、来年3月に供用開始予定の宮城病院周辺地区の集会所備品等の整備に係る経費を追加したほか、都市計画復興推進費においては、宮城病院地区下流水路整備事業について、復興庁から一括配分枠の追加交付が認められたことから、増額措置するものであります。

また、圃場整備事業とあわせ効果的な面整備を行うため、今年度と来年度の2カ年計画で実施している被災宅地買い取り事業（町単独分）については、事業が順調に進捗していることから、年次計画を前倒しし、用地買収を進めるための経費を増額措置するものであります。

次に、教育費については、学校管理費において国の2次補正予算に基づき、坂元小学校の校庭改良事業に係る経費を追加したほか、文化財保護費については、民間企業の土砂採取に伴う発掘調査費用を追加措置するものであります。

また、社会教育復興推進費については、合戦原遺跡の埋蔵文化財発掘調査に係る経費について、復興交付金第16回申請の交付決定に基づき、追加措置するものであります。

最後に、債務負担行為の追加については、山元町農産物直売所の指定管理業務、町民バス並びにデマンド型乗合タクシーの運行事業、山下・坂元両地区に整備する（仮称）地域交流センター備品購入に関する経費について、事業開始に向け今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、申しあげました歳出予算に見合う財源としては、国県支出金等を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約6億8,000万円を増額し、総額246億3,000万円余とするものであります。

続きまして、各特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第105号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費において、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額措置するものであります。また、保険給付費については、現在の給付費の状況等から、不足が見込まれる高額医療費について増額するとともに、後期高齢者支援金等の各納付金については、納付額の変更に伴う増減措置であります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、前期高齢者交付金、及び一般会計繰入金を増額し、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約1,000万円を増額し、総額21億2,000万円余とするものであります。

次に、議案第106号平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち総務費及び地域支援事業費において、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額したほか、保険給付費等については現在の給付費の状況等から不足が見込まれる、高額介護サービス費について増額措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、国県支出金及び一般会計繰入金等を増額し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ約800万円を増額し、総額12億9,000万円余とするものであります。

次に、議案第107号平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

水道事業費、資本的支出とともに、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額措置するものであります。

今回の補正額は、収益的支出を約12万円増額し、総額4億2,000万円余に、資本的支出を約7万円増額し、総額3億4,000万円余とするものであります。

次に、議案第108号平成28年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

下水道事業費、資本的支出とともに、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額措置するものであります。

今回の補正額は、収益的支出を約9万円増額し、総額5億6,000万円余に、資本的支出を約7万円増額し、総額5億5,000万円余とするものであります。

以上、平成28年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申しあげましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせ

ますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際にはご可決を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第20号を議題とします。

本案について報告を求めます。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。報告第20号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、これを報告するものです。

報告内容につきましては、別紙配布資料No.1に基づき説明いたします。

1. 契約の目的。平成28年度債務（仮称）山下地区地域交流センター新築工事。
2. 契約金額。現契約額18億4,911万1,200円に、187万8,120円を増額し、18億5,098万9,320円に変更したものです。
3. 契約の相手方。仙台市青葉区にございます仙建工業株式会社。
4. 工事の場所。山元町つばめの杜東地内。
5. 工事の概要。1点目、防火戸の仕様変更については、万一のときに備え、入館者が逃げ遅れたときに複数方向から建物外に避難できるよう、防火シャッターの一部を防火扉に変更したもの。2点目、土工事については、基礎工事の進捗に伴い、現場流用する改良土の数量が確定したため、関係する根切り及び埋め戻し工事の数量を変更したもの。3点目、くい泥土不溶化処理については、くい工事に伴う残土に関し、くい泥土の処分過程の中で土壌成分調査の結果から、その処分が必要になったものであります。なお、数量等につきましては、それぞれ記載のとおりです。
6. 工期。平成28年5月27日から平成29年7月31日まで。

以上で、報告第20号専決処分の報告といたします。

議長（阿部 均君）報告第20号専決処分の報告について、工事請負契約の金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第21号を議題とします。

本案について報告を求めます。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。それでは、報告第21号についてご説明申し上げます。

専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております第4回定例議会配布資料No.2をご用意いたします。

項目、内容の順でご説明申し上げます。

1番. 契約の目的でございますが、平成28年度（債務）（仮称）坂元地区地域交流センター新築工事でございます。

2. 契約の金額ですが、現契約金額が9億8,582万4,000円、消費税を含む額です。変更契約が9億8,723万2,320円、同じく消費税を含む額です。変更額は140万8,320円の増額で、0.14パーセントの増額です。

3. 契約の相手方は、住所、仙台市青葉区所在の大豊建設株式会社東北支店でございます。

4. 工事の場所は、山元町町地内でございます。

5. 工事の概要、変更分でございますが、くい泥土不要化処理が必要になったことによる変更でございます。

6. 工期ですが、平成28年6月17日から平成29年4月28日までで変更はございません。

7. 変更理由ですが、5番の工事概要変更分のところでご説明したとおり、基礎くいを打ち込む際に生じた掘削泥土に不溶化処理を行ったことによる変更でございます。

8. 決議の経緯は、平成28年第2回山元町議会定例会議案第51号として議決を賜っている案件でございます。

以上が、報告第21号の概要となります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第21号専決処分の報告について、工事請負契約金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6. 報告第22号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。報告第22号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告するものでございます。なお、報告内容につきましては、別紙配布資料No.3にてご説明いたしますので、ご覧願います。

本件は、山元町（牛橋地区）防災公園整備工事の請負契約の変更に、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成27年度公園請1号山元町（牛橋地区）防災公園整備工事でございます。

契約金額につきましては、現契約額1億2,411万6,132円から、契約額を1億2,091万9,440円に変更するもので、その結果、319万6,692円減額となり、これらは全て消費税を含むものですが、2.58パーセント減となります。

契約の相手方は、株式会社ヤマムラでございます。

工事の場所は、山元町山寺字東沼地内でございます。次ページ、右下位置図にお示しするとおりでございますので、ご確認願います。

次に、工事の概要でございますが、こちら主な変更分の内容についてご説明申し上げます。

次ページ資料、計画平面図をご覧願います。本工事は、こちらの図にお示しするとおり、避難築山を中心とした公園の造成整備を行っておりますが、その中の築山及び公園の造成に利用する流用土について、施工調整の結果、運搬距離が減少し、一方、築山の施工に当たり流用土の一部に必要な強度を確保するための土質改良が増工となったものでございます。

議案の概要にお戻り願います。その結果、流用土運搬については、当初運搬土量2万5,400立米、運搬距離5.5キロメートル以下を、運搬土量1万9,210立米、運搬距離3.0キロメートル以下に減工し、一方土質改良、こちらセメント系改良材を使用するものでございますが、こちら当初考慮していなかったものを9,000立米に増工するものでございます。

工期につきましては、平成27年12月15日から平成28年12月20日までとなっております。

続いて、変更理由についてですが、流用土の運搬距離に伴う減工については、工事発注時点では町内仮置き土を流用土とし、避難築山及び公園造成に利用するものとし、流用土の積み込みと運搬費を計上しておりましたが、同時期に施工が進められておりました新市街地整備工事との事業調整により、直接発生土の受け入れが可能となったことから、流用土運搬距離の変更を行い、減工するものでございます。土質改良に伴う減については、避難築山の施工に当たり、使用材料の土質試験の結果、必要な強度が得られなかったことから、セメント系固化材による土質改良を増工するものでございます。

その結果、流用土の運搬距離変更に伴い、2,584万4,692円の減工、土質改良の増工に伴い、2,264万8,000円の増額、その結果、合計319万6,692円の減額となるものでございます。

議決経緯につきましては、表記のとおりでございます。

以上で、報告第22号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第22号専決処分報告について、工事請負契約金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第83号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第83号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料No.4の概要書に沿ってご説明を申し上げさせていただきますと存じます。

まず、提案理由でございますけれども、人事院の国会及び内閣に対する本年8月8日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、町職員の給料月額等の改定を行うため、条例改正を提案するものでございます。

ここで、人事院の給与勧告の仕組み等につきまして、若干説明をつけ加えさせていただきますというふう存じます。人事院におきましては、毎年、国家公務員と民間の4月分の給料につきまして、個人別調査、約25万人分でございます、これと従業員別調査、約49万人分、これを実施した上で、民間の月齢給との格差が生じている場合にありまして

は、この格差を埋めるため、また特別給、いわゆるボーナスでございますけれども、これにつきましては民間の過去1年間、前年8月から当年7月分までの支給実績につきまして、全国の1万1,000ほどの事業所を調査をし、公務員のボーナスと民間の支給割合を比較し、その年間支給月数を合わせることに勧告が行われるというものでございます。

こうした民間給与に準拠した情勢適用の原則に基づきまして、公務員の給与が決定される仕組みでありますことから、町職員の給与につきましても、本年8月の給与勧告を踏まえた条例改正が必要となるというものでございます。

それでは、概要書のほうにお戻りいただきたいと存じますが、給与条例改正の内容についてでございます。お手元の資料の1の改正内容のところとなりますが、(1)としまして給料表の改定、(2)期末勤勉手当の改定、そして(3)の扶養手当の見直しと、大きく3点の改正を行うものでございます。

まず、(1)の給料表の改定についてでございますが、これにつきましては若年層に厚く、高齢層は薄くという傾斜配分的な改定を行うものでございまして、町職員の給料表の改定率につきましては、平均で0.2パーセントの引き上げとなります。なお、具体の改定額についてご紹介を申し上げさせていただきますが、新規採用職員及び主事クラス、高卒で言えば15年、大卒11年の程度の職員であれば1,500円、班長及び課長、班長であれば高卒29年、大卒25年、課長クラスで高卒38年、大卒34年クラスでございますけれども、こういったクラスにおきましては約400円というふうなことで、それぞれ給料月額を引き上げるという内容の改定でございます。

次に、(2)の期末勤勉手当の回答でございますが、これはボーナスの官民格差に相当する年間支給月数の差0.1月分に相当しますけれども、これが表の上段右端の12月期の欄をご覧いただきたいと存じますが、勤勉手当で0.8から0.9月に0.1月を引き上げるというものでございます。なお、表の下段の平成29年度以降の行につきましては、期末手当のうち勤勉手当に係る年間支給月数、これを6月期と12月期でそれぞれ0.85月ずつに平準化するものでございます。

最後に、(3)の扶養手当の見直しについてでございますが、表の28年度の欄、縦にご覧になっていただきたいと存じますが、現行では配偶者が月額1万3,000円、子、月額6,500円、父母等、月額6,500円と、それぞれ扶養手当が支給されておりますが、このうち配偶者と子の扶養手当額につきまして、それぞれ28年度、29年度、30年度と段階的に見直しをし、最終的には平成30年度の欄に記載した額に改定するという改定でございます。言うならば、これは財源の振替によって、子に手厚くというふうなことでの扶養手当の見直しというふうなことでございます。

次に、2の施行期日の関係でございますけれども、ただいま改定内容につきましてご説明申し上げたところでございますが、(1)の平成28年4月1日に遡及し適用するという部分につきましては、これは給料表改定部分につきましては、4月1日に遡及するというふうなことでございます。そして、(2)の交付の日とし、平成28年12月1日から適用するというものでございますけれども、これは期末勤勉手当の改定のうち、勤勉手当の支給月数の改正、これにつきましては交付の日から施行し、12月1日から適用するというようなこととなります。これも遡及適用の部分でございます。

なお、支給、ただし書き以降の支給割合の変更部分につきましては、年間支給割合、これを平準化するとご説明させていただきましたけれども、この部分の施行につきましては、

来年4月1日から施行するというふうなことでございます。そしてまた、(3)で扶養手当の見直し、お話をさせていただきましたが、この部分の適用につきましても来年4月1日からの施行適用というふうなことになります。

以上、議案第83号につきましてご説明を申し上げます。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから議案第83号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第83号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第8. 議案第84号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、議案第84号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

説明に際しましては、配布資料No.5の議案概要書に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございますが、タイトルの下の行をご覧になっていただきたいと存じます。議案83号でもご説明申し上げましたように、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、町の常勤特別職、これは町長、副町長、教育長でございますけれども、特別職の期末手当を改定するため、提案をさせていただくものでございます。

次に、改正内容の関係でございますが、1の部分、表のところなどご参照していただければと存じます。町の常勤特別職に係る期末手当の年間支給月数でございますが、これは現行3.15月でございます。これを一般職に準じまして、官民格差是正分に相当する0.1月分を12月の期末手当で引き上げ、年間支給月数を3.25月に改定するものでございます。また、表の29年度以降の行をご覧になっていただきたいと存じますが、これは平成29年度以降におきまして、今年度引き上げた0.1月分をそれぞれ6月期、12月期に0.05月ずつ振り分け、平準化するというふうな内容でございます。

最後に、施行期日の関係でございますけれども、施行期日は交付の日からとし、官民格差是正に係る0.1月分の改定につきましては、12月1日から適用するというところでございます。そしてまた、年間支給割合の変更部分につきましては、年明け4月1日から施

行するというようなことでございます。

以上、ご説明を申し上げました。どうかご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 8 4 号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 9. 議案第 8 5 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第 8 5 号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

説明につきましては、配布資料 No. 6 に沿ってご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、前議案同様の改正というふうなことをその内容としておるところでございますけれども、まず提案理由の関係、お話をさせていただければと思いますが、これも本年 8 月の人事院勧告に準拠した町の常勤特別職の期末手当との支給月数との整合性を図るべく、改正を行うため提案をさせていただくというふうなことでございます。なお、改正内容が……、1 の改正内容及び 2 の施行期日につきましては、大変失礼に存じますが、前議案、議案第 8 4 号と同一ということでございますので、説明につきましては割愛をさせていただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。どうかご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 8 5 号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 1 0．議案第 8 6 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第 8 6 号山元町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

条例議案の概要でご説明いたしますので、配布No. 7 をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正が行われ、政令により平成 2 9 年 1 月 1 日から施行されることから、所要の改正を行うものです。

この改正内容に入る前に、この法律、改正の前提となりました件について、若干説明をさせていただきます。この法律によります外国とは、台湾に対するものになります。で、台湾に対する日本の基本的立場上、国家間の国際条約であります租税条約を締結することができません。このことから、日本と台湾との間で租税条約に相当します枠組みを構築するため、民間で日台租税取り決めが昨年 1 2 月に署名されました。これを受けまして、今回法律が改正されたものです。

町の町税条例につきましては、既に租税条約に基づきます特例は規定されておりますが、今回は租税条約ではなく、民間での日台租税取り決めによるため、別に規定する必要があったものです。

それでは、改正内容ですが、附則第 2 0 条の 2 に特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例の創設に伴いまして、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人町民税については、二重課税を回避するため、この特別徴収の規定を適用せず、通常の利子所得、配当所得等とは区別し、特例適用利子等及び特例適用配当等として、申告に基づく課税を行うものです。

附則 2 0 条の 3 につきましては、附則 2 0 条の 2 に特例規定が追加されたことによりまして、引用条項のずれ及び文言の整理などを行っております。

施行期日ですが、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上が、山元町町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 8 6 号山元町町税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 1 1. 議案第 8 7 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第 8 7 号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例についてご説明いたします。

条例議案の概要説明いたしますので、配布資料No. 8 をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正が行われ、政令により、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行されることから、所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、議案 8 6 号でご説明をしたとおり、特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人町民税の課税の特例の創設に伴いまして、個人町民税で利子所得と及び配当所得等と区別して課税されます特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額、これに含めて計算するものです。

施行期日ですが、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上が、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 8 7 号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月12日午前10時開議であります。

午前11時28分 散 会
